

トラック運送業の働き方改革に向けた 厚生労働省の取組について

厚生労働省 労働基準局
労働条件政策課

1. 2018年度予算事業 トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策事業

- ガイドラインに加え、荷主や運送事業者が用途に応じて活用できるコンテンツを作成し、厚労省HPに公開。

作成コンテンツ

■ 荷主や運送事業者に向けた周知用パンフレット等

- 荷主と運送事業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック
- 【荷主のための物流改善パンフレット】運送事業者の事業環境改善に向けて

■ 好事例紹介動画

- 山梨県における事例（一貫パレチゼーション、バース予約システム） ※現在編集中

- 都道府県労働局や労働基準監督署において働き方改革関連法に関する事業主向け説明会を行う際は、ガイドラインや今回作成したパンフレット等を活用し、荷主として留意すべき事項についても周知する。

■ 荷主と運送業者のためのトラック運転者の労働時間削減に向けた改善ハンドブック

荷主と運送事業者がトラック運転者の労働時間削減に取り組む際の“手掛かり”を整理したハンドブック。
チェックシートに答えることによって、取り組むべき課題を明らかにする。



Chapter 03

問題を洗い出してみよう

① 労働時間削減に向けて、まずは自己診断してみよう

トラック運転者の労働時間削減に向けて、まずは、現状のトラック運転者の「分類」ごとの労働時間の現状値を把握することが大切です。

特に、改善基準告示[※]の違反が明らかになった場合は、早急に対応しなければなりません。
※自動車運転者の労働時間等の改善のための基準…第2章参照

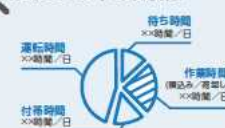
では現状値を把握したあとは、どのような対応をすればよいのでしょうか？

それは、長時間労働を招いている問題点を洗い出し、その問題点の解決に結びつく施策を検討することです。

そこで本章では、問題点を簡単に診断できる「Yes No チェックシート」を紹介します。
ぜひ、活用してみてください。

STEP 01 労働時間の現状値の把握

分類ごとの平均現状値



拘束時間/日の推移



STEP 02 「Yes Noチェックシート」で診断!

問題点を洗い出して施策を知ろう!



Chapter 03

コピーして使ってください

掲載ページは…第4巻 29頁～

Yes Noチェックシート 3

待ち時間

【その1】 荷主の事情に関わる質問です。チェックしてください。

情報に関わる質問です。	
質問	Yes/No チェック
① 発荷主から運送事業者へ、日々の積込み時刻が事前に連絡されていない状況ですか？	Yes / No
② 運送事業者の積込み時間帯や荷卸し時間帯が、事前に設定されていない状況ですか？	Yes / No
③ 発荷主（あるいは運送事業者）から発荷主に対して事前に、積荷明細等の情報を連絡する仕組みが構築されていない状況ですか？	Yes / No
④ 発荷主から運送事業者向けの出荷依頼情報は、段階的に運送事業者に連絡する方式ではなく、1回で一括して運送事業者に連絡する方式になっていますか？	Yes / No
⑤ 発荷主における日々の生産や荷崩れの進捗（遅延等）に関する情報を、発荷主・運送事業者間で、共有/連絡する仕組みが構築されていない状況ですか？	Yes / No
⑥ 運送事業者が、発荷主への到着時刻を事前に予約できる仕組みが導入されていない状況ですか？	Yes / No

発給装置に関わる質問です。

質問	Yes/No チェック
⑦ 発荷主からの出荷物量は、発荷主側の荷受け処理能力を考慮していない状況ですか？	Yes / No
⑧ 発荷主からの出荷は、発荷主からの発注内容を原則としており、発荷主側の物流作業（荷崩えりやパース回転等）が考慮されていない状況ですか？	Yes / No

荷主の現場ルール（荷崩えりスケジュールやパース運用、等）に関わる質問です。

質問	Yes/No チェック
⑨ 発荷主のピッキングや生産完了の遅れが、発生していますか？	Yes / No
⑩ トラック運転者が到着したタイミングに、発荷主のバースが満杯になっていることがありますか？	Yes / No
⑪ 積込みと荷卸しの時間帯は、発荷主の遅延時間帯と重複していますか？	Yes / No
⑫ 受付までに、待ち（待機）が発生していますか？	Yes / No

【その2】 荷主の事情以外に関わる質問です。チェックしてください。

運送事業者の配率に関わる質問です。	
質問	Yes/No チェック
⑬ 道路状況等により、日々の運行に、遅れや前倒しが発生します。日々の運行状況を踏まえ、柔軟に配率見直しを実施していない状況ですか？ ※再積み車両を対象	Yes / No
運送事業者の運行管理に関わる質問です。	
質問	Yes/No チェック
⑭ トラック運転者独自の判断で、必要以上に余裕を持った運行をしませんか？	Yes / No

■ 【荷主のための物流改善パンフレット】 運送事業者の事業環境改善に向けて

トラック運送事業者の事業環境の改善に向けて、パートナーである荷主に、理解し実行していただきたいことをまとめたパンフレット。



1 「荷主にしかできない取り組み」とは？

トラック運転者は、発荷主と着荷主のさまざまな依頼や要望に基づいて、輸送をしています。

そのため、トラック運転者の労働時間削減に当たって、荷主にしかできない取り組みがあります。

Point 1 運送事業者への運送委託を見直す — サービスレベルの見直し —

発荷主から運送事業者への運送委託の内容が、トラック運転者の長時間労働の原因となっている場合があります。
運送委託の見直しは、荷主にしかできない取り組みです。

Point 2 着荷主に働きかけ、協力を求める

着荷主へのさまざまな納入要件が、トラック運転者の長時間労働の原因となっている場合があります。納入要件見直しに向けた着荷主への働きかけは、荷主にしかできない取り組みです。

Point 3 荷増え等、倉庫の仕組みを見直す

倉庫での荷扱い作業や付帯作業が、トラック運転者の長時間労働の原因になっている場合があります。待ち時間があれば、なおさらです。
これらの作業時間の削減は、荷主にしかできない取り組みです。

次のページ以降で、ひとつひとつ、紐解いていきましょう！



3章 荷主としての社会的責任に関わる取り組み

社会的責任とは、企業が社会に対する責任を果たし、社会とともに発展していくための活動です。

※CSR (Corporate Social Responsibility) の略称とも言われています。

※社会には、ステークホルダーである取引先(顧客や外注先)も含まれます。

では荷主としての社会的責任には何があるのでしょうか？

1 トラック運送事業者に対し、労働時間等のルールが守れなくなるような運送指示はしない

荷主警告制度

(※貨物自動車運送事業法第64条)

運送事業者の違反行為の再発防止を図るための制度。

違反行為の原因に荷主の主体的な関与が認められた場合、国土交通省が当該荷主に対して是正措置を勧告し、かつ当該荷主の名称が公表されます。

2 エネルギー使用の合理化(CO₂削減等)に向けた取り組み

※省エネ法上の荷主とは、自らの事業に関して自らの貨物を継続して貨物輸送事業者に輸送させるものとされています。

※すべての荷主は、自らの貨物の輸送に係るエネルギー使用の合理化を図るため、エネルギー消費原単位を中長期的にみて年平均1%以上低減する努力が求められます。

エネルギー消費原単位の低減に繋がる「モーダルシフト」は、
トラック運転者の労働時間削減にも繋がります

次のページ以降で、ひとつひとつ、紐解いていきましょう！

■ 好事例紹介動画の作成

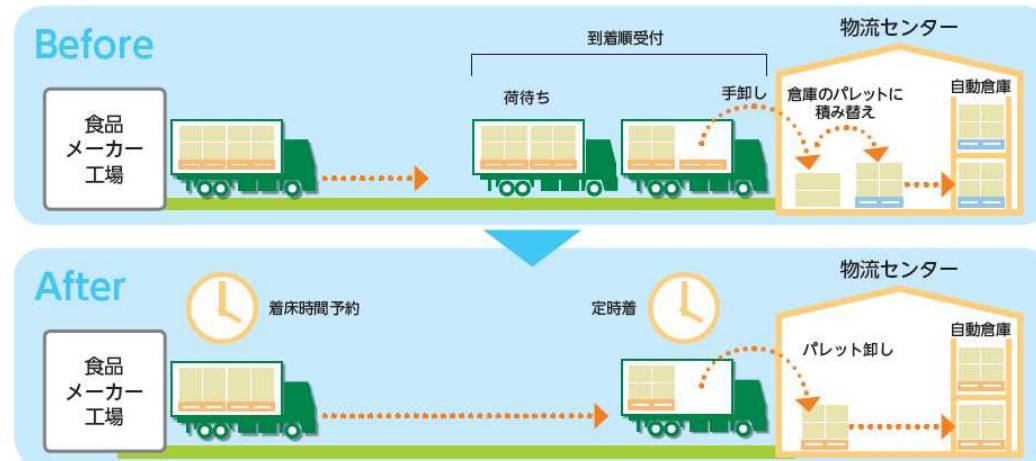
平成28年度の山梨県のパイロット事業における取組について紹介。 ※現在、編集作業中

参考事例① 一貫パレチゼーションと受付予約システムで着荷主滞在時間を短縮 山梨県

事例集 118p

成功の ポイント

- 同一のパレットを共同利用するパレットプールシステムを採用した
- 発・着荷主、トラック運送事業者の三者で話し合うことにより、方向性と課題を共有化できた



(「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」P.17)

(参考:動画完成イメージ)和歌山県での取組事例の動画 ※地元TV局にて制作。厚労省HPにて公開中。

▶ 好事例紹介動画 (和歌山県での取組事例)



トラックドライバーの労働時間短縮に向けて、荷主とトラック運送事業者が協力して取り組んだ事例を紹介しています。

本動画では、平成29年度に和歌山県で実施された事例を2つ取り上げており、1つ目はモーダルシフトによる拘束時間の短縮、2つ目は荷卸しの事前予約制による待機時間の短縮の事例で、いずれも成果を上げています。

2. 2018年度予算事業 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

働き方改革推進支援センター

「働き方改革推進支援センター」って何？

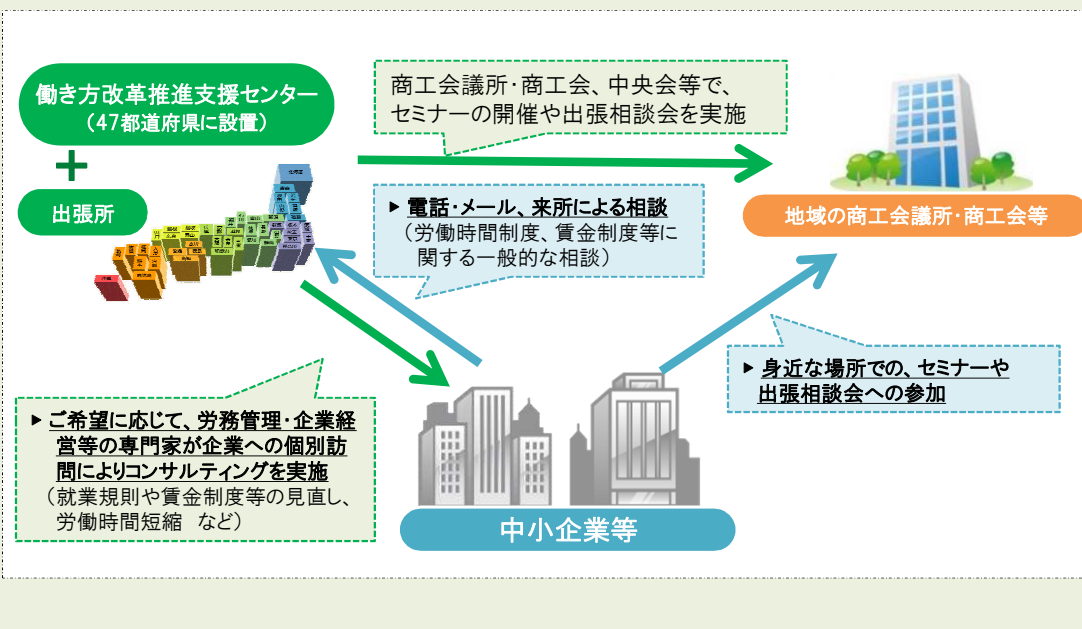
「働き方改革推進支援センター」は、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、『働き方改革』に関連する様々なご相談に総合的に対応し、支援することを目的として、全国47都道府県に設置されています。

★ 以下の4つの取組をワンストップで支援します。

- ① 長時間労働の是正
- ② 同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善
- ③ 生産性向上による賃金引上げ
- ④ 人手不足の解消に向けた雇用管理改善

例えば、
以下のようなことを
総合的に検討して支援！

- ・弾力的な労働時間制度
- ・業種に応じた業務プロセス等の見直し方法
- ・利用できる国の助成金



働き方改革推進支援センター連絡先一覧

名称	住所	電話番号
北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター	札幌市中央区北四条西5-1 アスティ45ビル3階	0800-919-1073
北海道働き方改革推進支援・賃金相談センター出張所	旭川市八条通15丁目74-9	0120-332-360
青森県働き方改革推進支援センター	青森市青柳2-2-6	0800-800-1830
岩手県働き方改革推進支援センター	盛岡市山王町1-1	0120-198-077
宮城県働き方改革推進支援センター	仙台市青葉区本町1-9-5 五条ビル4階	022-211-9003
秋田県働き方改革推進支援センター	秋田市大町3-2-44 大町ビル3階	0120-695-783
山形県働き方改革推進支援センター	山形市七日町3-1-9	0800-800-9902
福島県働き方改革推進支援センター	福島市御山字三本松19-3	0120-541-516
茨城県働き方改革推進支援センター	水戸市桜川2-2-35 茨城県産業会館2階	0120-971-728
栃木県働き方改革推進支援センター	宇都宮市宝木本町1140-200	028-601-9001
群馬県働き方改革推進支援センター	前橋市元総社町528-9	0120-486-450
埼玉県働き方改革推進支援センター	さいたま市大宮区吉敷町1丁目103 大宮大鷹ビル306号	048-729-4420
千葉県働き方改革推進支援センター	千葉市中央区新田町6-6 荒井ビル3階A室	043-304-6133
東京都働き方改革推進支援センター	千代田区二番町9-8	0120-662-556
東京都働き方改革推進支援センター分室	立川市柴崎町2-2-23 第2高島ビル5階	0120-662-556
神奈川県働き方改革推進支援センター	横浜市中区尾上町5-80 神奈川中小企業センター9階	045-307-3775
神奈川県働き方改革推進支援センター出張所	海老名市めぐみ町6番2号 海老名商工会議所内	046-204-6111
新潟県働き方改革推進支援センター	新潟市中央区東大通2丁目3-26 プレイス新潟1階	025-250-5222
働き方改革推進支援センター 富山	富山市千歳町1-6-18 河口ビル2階	076-431-3730
石川県働き方改革推進支援センター	金沢市尾山町9-13 金沢商工会議所会館3階	0120-319-339
福井県働き方改革推進支援センター	福井市西木田2-8-1 福井商工会議所ビル1階（ふくいジョブステーション）	0120-14-4864
山梨県働き方改革推進支援センター	甲府市丸の内2丁目34-1 共栄ビル2階	0120-338-737
長野県働き方改革推進支援センター	長野市中御所岡田131番地10 長野県中小企業団体中央会内	0800-800-3028
岐阜県働き方改革推進支援センター	岐阜市神田町6-12 シグザ神田5階	058-201-5832
静岡県働き方改革推進支援センター	静岡市葵区追手町44番地の1 静岡県産業経済会館5階	0800-200-5451
愛知県働き方改革推進支援センター	名古屋市中区栄3-1-1 豊橋商工会議所内	0120-868-604
愛知県働き方改革推進支援センター 豊橋出張所	豊橋市花田町字石塚4-2-1 豊橋商工会議所内	0800-200-5262
三重県働き方改革推進支援センター	津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階	0120-331-266
滋賀県働き方改革推進支援センター	大津市打出浜2番1号 「コラボ」が216階	0120-376-020
京都働き方改革推進支援センター	京都市右京区西大路五条下町東側 京都府中小企業会館4階	0120-420-825
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター	大阪市北区茶屋町1-27 ABC-MARTビル5階	0120-79-1149
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター出張所	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6階	0120-601-144
兵庫県働き方改革推進支援センター	神戸市中央区雲井通5-3-1 サンバル7階	078-806-8425
奈良県働き方改革推進支援センター	奈良市西木辻町343-1	0120-414-811
和歌山県働き方改革推進支援センター	和歌山市北出島一丁目5-46 和歌山県労働センター1階	0120-731-715
働き方改革サポートオフィス鳥取	鳥取市富安1丁目152 SGビル4F	0800-200-3295
島根県働き方改革推進支援センター	松江市母衣町55-4 島根県商工会館4階	0120-103-622
岡山県働き方改革推進支援センター	岡山市北区野田屋町2-11-13 旧あおば生命ビル7階	086-201-0780
広島県働き方改革推進支援センター	広島市中区基町11-13 合人社広島紙屋町アネクス4階	0120-610-494
働き方改革サポートオフィス山口	山口市小郡高砂町2-11 新山口ビル601号室	083-976-6227
徳島県働き方改革推進支援センター	徳島市南末広町5-8-8 徳島経済産業会館2階	0120-967-951
香川県働き方改革推進支援センター	高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5階	0800-888-4691
愛媛県働き方改革推進支援センター	松山市大手町2丁目5番地7 松山商工会議所別館1階	0120-500-987
高知県働き方改革推進支援センター	高知市布師田3992番地2 高知県中小企業会館1階	0120-899-869
福岡県働き方改革推進支援センター	福岡市中央区天神1-10-13 天神MMTビル7階	0800-888-1699
佐賀県働き方改革推進支援センター	佐賀市川原町8-27	0120-610-464
長崎県働き方改革推進支援センター	長崎市五島町3-3 プレジデント長崎2階	0120-168-610
熊本県働き方改革推進支援センター	熊本市中央区細工町1丁目51 スコレビル2階-E	096-353-1700
大分県働き方改革推進支援センター	大分市府内町1-6-21 山王ファーストビル3階	097-535-7173
宮崎県働き方改革推進支援センター	宮崎市橋通東4-1-4 宮崎河北ビル7階	0985-27-8100
鹿児島県働き方改革推進支援センター	鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル2階	099-257-4823
沖縄県働き方改革推進支援センター	那覇市前島2-12-12 セントラルコホ兼陽205	0120-420-780

■働き方改革推進支援センターによるサポート事例

事例

○従業員 20名
○業 種 運輸業

【支援前の状況】

長距離運行に従事する担当ドライバーが固定しており、月80時間程度の時間外労働が発生。



【専門家（社会保険労務士）の助言内容】

①専属化の解消に向けた提案

ドライバーのマルチタスク化や、長距離運行の合間に日帰り運行を設定する等の勤務シフトの工夫を助言。

②労働者に対する研修の実施

労働時間を確認したところ、不正確な運転日報となっている場合があったことから、デジタルタコメーターを導入することとし操作方法等について、労働者に対する研修を提案。

③産保センターの利用勧奨

健康診断の有所見者に対する必要な措置の実施に向けて、地域産業保健センター（産業医を配置）の利用を勧奨した。



【支援後の効果】

- ・ 複数のドライバーで長距離運行が実施できるよう、労働者への意向確認や人員の再配置に向けた取組を実施中。
- ・ 機器の操作方法や労働時間制度に関する研修会を実施し、労働時間の適正な管理について労使双方で理解を深めた。
- ・ 産保センターを利用して、健康診断結果有所見者に対する医師の面接指導等の対応を実施することができた。

3. 2019年度予算について

トラック運転者の労働時間改善に向けた荷主等への対策

予算額（予定）6,441万円

- 荷主と運送業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドラインの周知
荷主・トラック運送事業者に向けたセミナーを全国で50回（各都道府県1回以上）実施。
- トラック運転者労働時間削減に向けたポータルサイトの開設
ガイドラインや周知用コンテンツ等をまとめたポータルサイトを開設。改善ハンドブックをWeb上の自己診断ツールとするなど、コンテンツを順次拡充。

中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

予算額（予定）76億円

■ 働き方改革推進支援センター

中小企業・小規模事業者等が働き方改革の意義を十分に理解し前向きに取り組むことが重要であるため、47都道府県に「働き方改革推進支援センター」を設置し、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金の実現、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の緩和などの労務管理に関する課題に対応するため、就業規則や賃金制度等の見直し方などについて、

- 窓口相談や企業の取組事例や労働関係助成金の活用方法等に関するセミナーの実施
- 労務管理などの専門家が事業所への個別訪問などにより、36協定届・就業規則作成ツールや業種別同一労働同一賃金マニュアル等を活用したコンサルティングの実施
- 各地域の商工会議所・商工会・中央会・市区町村等への専門家派遣による相談窓口への派遣などの、技術的な相談支援を行う。

4. 中小企業の労働条件の確保・改善に関する公正取引委員会・中小企業庁への通報制度の強化

- 下請中小企業の長時間労働の背景として親事業者の下請法等違反が疑われる場合に、労働基準監督署から公正取引委員会・中小企業庁へ通報する制度を平成20年より実施。
- 「中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」において、この通報制度の強化について、平成30年度中に検討・整備することとされたことを受け、平成30年11月に同制度の運用を強化。

【これまでの問題点】

労働基準法等の違反が認められ、背景に下請法等の違反行為が疑われる場合であっても、下請事業者等が、公正取引委員会・中小企業庁への通報を積極的に希望されないため、通報に至らなかった。



【強化策】

労働基準法等の違反が認められ、背景に下請法等の違反行為が疑われる場合、下請事業者等の通報の希望如何にかかわらず、その下請事業者等に通報趣旨を丁寧に説明した上で通報する。